

分把握し配慮しながらモデル援用を行わないと、少なくとも読者に組織学習現象への誤解をもたらしかねない。

3点目として、実証研究の対象が複数組織とはいえ、実際には1つの企業の複数店舗であった点への疑問を挙げたい。こうした場合、確かに店舗間の組織文化の違いは測れるが、それは店舗文化と呼べるような、企業文化の下位文化としての組織文化に過ぎない。共有文化の個人レベルの影響と組織レベルの影響の違いを明らかにするという本書の目的にはある程度貢献したかもしれないが、より上位の企業文化の違いで測定したほうがより適切だったのではないだろうか。言い換えれば、複数企業を対象に、それぞれの複数店舗の組織成員を対象にするというデータ収集のほうがより目的に適っていたのではないだろうか。

最後の4点目は些末なことであるが、類似の言葉が数多く登場したが、それらが十分に整理されないまま用いられた印象が残った。たとえばアプローチという表現は、サブタイトルにあるマルチレベル・アプローチだけでなく、強度アプローチ、特性・類型アプロ

チにも使用されている。一方で、マルチレベルとクロスレベルの違いを筆者がどのように位置付けて使用しているかも明快ではなかった。もちろん、それぞれの表現から筆者の意図したい内容を感じ取ることは可能と思われる。だが、読者に対してより丁寧さを提供するならば、整理は必須と思われる。

以上のように課題をいくつか指摘できるものの、繰り返しになるが、本書における組織文化に関する豊富なレビューは、組織文化の初学者にとって研究の有益な入口、足掛かりになるとと思われる。同様に、マルチレベル・アプローチに興味のある読者は、第3部に位置付けられる第6章・第7章が参考になることだろう。いずれにしても、ジャングル化している先行研究に真摯に対峙し、それらを1つの著書にまとめあげるだけでも大変な労力である。大いに敬意を表したい。

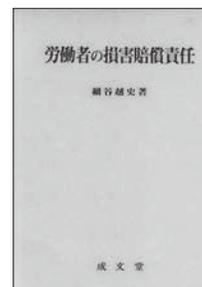
あんどう・ふみえ 南山大学大学院ビジネス研究科教授。組織学習論、経営組織論、人的資源管理論専攻。

細谷 越史 著

## 『労働者の損害賠償責任』

高橋 賢司

過失責任の原則は、過失なければ責任なしとされ、日独の私法上の原則とされてきた。労働者が故意や過失により使用者に損害を与えた場合にも、この原則は適用されるため、多額の損害賠償義務が労働者に発生しがちである。本書は、この労働者の損害賠償責任を「制限」できるのか、という日独の民法学の難問に挑んでいる。特に、難問なのは、上の過失責任をいかなる根拠に基づいて制限するのか、そして、いかなる場合（重過失、過失、故意の場合に）どの程度制限できるのか、という点である。本書は、論理的に精緻なドイツの判例と学説の比較法的な考察を経て、日本法における労働者の損害賠償責任の制限に関して、根拠とその限度について、とても説得力ある法理を構築し



●成文堂  
2014年1月刊  
A5判・230頁・  
本体5000円＋税

●ほそたに・えつし 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科准教授。

ている。

まず、本書第一部では、50年代までのドイツの判例が、従来の責任制限が適用されるか否かを労働の危険内包性の有無により判断していたのに対して（11頁以下）、60年代から70年代の判例では、労働者が損害を惹起したときの状況が危険内包的であったか否かが決定的に重要であったことを示す（29頁以下）。例えば、判例はトラック運転が危険内包業務

であることを認めてきた。また、湿地に落ちたブルドーザーを引き上げる際に送電塔に労働者が損害を与えたという事案で、ブルドーザーを湿地から引き上げるという行為のように、責任制限法理は「委ねられた労働にかかわり積極的な行動をしてしかるべき状況にいた場合にも適用できる」としている。これらの判例が、従来責任制限を求める配慮義務に根拠を求めていたのとも異なり、責任制限を求める根拠を経営リスク論に求めるようになったことを本書は示している。そして、この頃までに、労働者の重過失が認められる場合は原則的に労働者が責任を負い、最軽過失の場合には労働者が完全に免責され、通常過失の場合は労働者と使用者の側で損害分配が行なわれ、その際、労働者側では過失が、使用者側では民法254条（共働過失）の類推適用により経営リスクが衡量されなければならないとする判例法理が確立していったとされている（38頁）。

ドイツでは、運転手は、強制保険としての自動車損害賠償責任保険に加入したうえで、自動車運転業務については、使用者に対して車両保険（任意保険）に加入することが期待可能であるから、使用者は、労働者の軽過失により車両に損害を与えた労働者に対し、通常の「保険契約自己負担」の額を請求することが許されるかが問われる。これに対して、判例は、こうした場合、車両保険への加入が通例使用者に期待可能であるから、損害分配に際して考慮されるべきすべての事情の衡量により、損害の分配を労働者に期待することができず、一定の場合保険契約者自己負担額への労働者責任制限が認められる（65頁）。

また、重過失の場合に、労働者の生活が危殆に瀕することが問題視されるようになり、ドイツの判例が変更され、判例は、基本法1条1項（人間の尊厳）、同2条1項（人格展開の自由）、同20条1項（民主的社国家原則）、同28条1項（社会的法治国家原則）の根底にある価値観、及び民法249条（原状回復主義）、同276条（過失責任主義）から逸脱して同254条（共働過失）の法思想を援用して労働者の責任制限を正当化する価値観によれば、労働者が重過失で行動した場合にも、労働者の過失と使用者の経営リスクの衡量にもとづく責任制限が認められると判示したことを本書は示す（72頁）。

さらに、金銭・物品の不足等の事例への責任制限が、

通例、積極的債権侵害としてのみ評価されるべきだとされていたのに対し、判例は、責任制限の適用を拡大させている（116頁）。

第二部では、日本法における労働者の責任制限法理が裁判例・学説を対象に分析され、重過失事例では、損害の約50%にあたる部分の賠償が裁判において命じられる傾向を示している。ドイツ法とは異なり、労働者の賃金によって補填することができないほど高額な損害賠償責任の負担が労働者の生活に与える影響の大きさが十分に考慮されていないのではないかという疑問を提示している（167頁）。

故意などによる労働契約上の義務や指示・規則等に対する違反行為の存在が認められる日本法のケースについては、労働者の責任制限を否定する裁判例と肯定する裁判例とが存在するが、そのように判断を分かť境界線がどこにあるのか判然としないと述べられている（169頁）。その上、労働者の過誤行為を理由に使用者が労働者をすでに普通解雇ないし懲戒解雇した後に、同一の過誤行為を理由にさらに労働者に対して損害賠償請求の効力を争うケースがあるが、その場合でも一定程度の損害賠償責任の軽減が考慮されていることが示されている（172頁以下）。

こうした分析を経て、同書は、ドイツ法におけるリスク責任論から示唆を受けて、責任制限の根拠を信義則に見出すとしても、労働関係の特質、従属性と他人決定性をふまえ、危険責任および報償責任法理を基礎としながら、経営上のリスク帰責原則として解釈し援用していくのが有用であるとしている（180頁）。同時に、信義則上、人たるに値する生活を営むための必要を充たすべき労働条件保障の理念（労基法1条1項）およびその基底にある生存権理念（憲法25条）に照らして、責任制限を行うことが要請されると説く（184頁）。従来の学説に比して、労働関係の特質、従属性と他人決定性をふまえて、リスク責任を考える点が特徴的である。また、ドイツ法における豊富な議論を考慮して、日本の学説における責任制限の基礎を究め、過失責任を制限しようとした点にも、新しさがみられる。

その上で、労働者の軽過失による損害については、使用者が予め想定して危険の回避を図ることができ、また保険加入や価格機構を通じて比較的容易にリスク

分散しうるものであるから、信義則上、使用者が基本的に責任を負担すべきであるとしている（186頁）。故意の場合の指示・規則等の違反の場合も、危険責任・報償責任や経営上のリスク責任の問題として、使用者に帰責されるべきであるから、基本的に労働者に責任制限が適用されるべきであるとする（193頁）。

焦点の重過失による損害に対しては、判例が損害の50%程度を賠償するよう労働者に求めており、賠償額が労働者の年収の2.5倍あるいは73倍にまで及ぶことがあり（190頁）、賃金との均衡を欠く過大な損害賠償責任を労働者に負担させるおそれがある。そのため、かかる場合に、信義則上、損害賠償義務が労働者の生活に及ぼす影響の大きさをも考慮して責任制限を行なう必要があり、月収の何倍程度であれば、生活を危殆に瀕せしめることなく賠償に充てることが可能であるか、月収の一部を返済に充てることにより低水準に制約された生活の継続をどれくらいの期間であれば労働者に求めうるかといった観点が考慮されることになる。こうした場合の労働者の責任の範囲は、事故・損害の予防、損害の分散、賃金と損害額の関係、賃金による損害の補償に要する期間などの諸事情を考慮して、適切な範囲に限定されるべきと解される（192頁）。

さらに、興味深いのは、労働者が損害を与えた場合に退職金の減額・不支給がなされた場合についての本書の記述である。退職金の減額・不支給が、二重の損害の填補を回避しようとする場合に、労働者は、責任制限と使用者に適用され得る過失相殺法理のもとで負担すべき額とすでに減額・不支給とされた退職金額との差額を上限として責任を負うべきと解する。反対に、労働者が本来受けるはずの退職金額が労働者の行為により使用者が被った実際の損害額よりも大きい場合には、責任制限法理などのもとで労働者が負担すべき責任範囲とさほど大きくは異ならないであろうから、高額な損害賠償請求はなしえない（213頁）。この点は、懲戒論としても、新たな労働法法理を提示している。

本書では、これだけ複雑なテーマを明瞭かつ簡潔に日独の判例や学説が説かれ、量、リズム感がよく、興味深く読み進めることができる。判例や学説を並べただけの独創性のかけらもない「論文」があふれる現在にあって、本書の独創的な法理を生み出しており、真

に優れた著作であるといえる。特に、近時の日独の比較労働法の研究が、労働組合の活動事例やたったいくつかの学説を紹介して「これがドイツ法である」と述べたり、著名なコメントールを訳しただけの疑いのある「研究」も少なくなかったりする。これに対して、本書は、ドイツ法の判例、評釈、著作を丁寧にフォローしつつ、ドイツの優れた法理を分析しており、比較労働法の質の高さを感じさせる。

新たな学説の誕生を心から喜びつつ、優れた学説であるがゆえに、疑問に思った点を若干記させていたかどうかと思う。

使用者が、労務指揮権を行使しつつ、施設・器具を有し、ノルマや人事管理のもとで、業務を指示し、使用者は、労働者の危険を支配しつつ労働者を使用し、報酬を拡大している。責任制限の根拠として、危険責任および報償責任法理を基礎としながら、過失責任を修正していくのが適切である。特に、高額な損害賠償が使用者から労働者が請求されたとする、労働者及びその家族の精神的な生活を脅かすおそれがあり、人間の威厳と尊厳のある生活が危殆化するおそれがある。信義則上、労働者の人格を配慮し保護すべきことから、労働者及びその家族の精神的及び経済的生活を脅かされないよう、責任制限法理が要請されるのである。

例えば、重過失の場合に5割にしか責任制限されない裁判例法理に対して、さらに責任制限が考慮されるべきである。

これに対し、本書が、人間の経済的な生存がかかわるのであるから、信義則上、人たるに値する生活を営むための必要を充たすべき労働条件保障の理念（労基法1条1項）およびその基底にある生存権理念（憲法25条）に照らして、責任制限を行うことが要請されると説くのは（184頁）、説得力がある。しかし、かかる場合に、生存権を用いることについては、生存権の規範の内容を希薄化させてしまうのではないか。本書が示す生存権法理とはいかなるものかは明らかではない。最高裁は、「健康で文化的な最低限度の生活」なるものは、きわめて抽象的・相対的な概念であって、「右規定を現実の立法として具体化するに当たっては、国の財政事情を無視することができず、また、多方面にわたる複雑多様な、しかも高度の専門技術的

な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものであり、「したがって、憲法25条の規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量にゆだねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるをえないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄であるといわなければならない」と説示される（堀木事件・昭和57年7月7日判例時報1051号29頁）が、本書はかかる内容を示しているとは思われない（本書は、注意深く、生存権の「理念」に照らして、と記されている）。

また、過失の場合には労働者は完全に免責されるべきである。というのも、危険責任・報償責任の観点か

ら、使用者に帰責されるべきであり、基本的に労働者に責任制限が適用されるべきだからである。

さらに、ドイツ法との比較法的な観点を生かすのであれば、強制保険や任意保険との関係を追求することができ、本書でせつかくのドイツ法のこの点の判例や学説が生かされていないのは、やや残念な点である。強制保険に加入していないトラック会社の事例（茨石事件・最一小判51年7月8日民集30巻7号689頁）において、トラック運転による交通事故の危険が通常業務に内包しているのを考えれば、そのリスクの負担を通常使用者が想定すべきであるから、強制保険に加入していないリスクを労働者に転嫁すべきではない。したがって、こうした場合に、危険責任・報償責任の

# 大原社会問題研究所雑誌

**No.673 2014.11**

定価 1000円（本体926円、年間購読 12,000円）

【特集】 シンポジウム：市民活動記録管理の現状と歴史的課題  
——日本と韓国の事例を中心に

特集にあたって

東京都立多摩社会教育会館旧市民活動サービス・コーナー資料の  
移管経緯と「市民活動資料・情報センターをつくる会」の活動  
水保学関連資料管理・活用の現状と課題  
韓国の民主化運動、過去の継承、そして聖公会民主化運動資料館  
コメントと質疑応答

金 慶南

杉山 弘

花田昌宣

チョ・ヒヨン

■論文

戦後日本における分散型の医療供給体制の再生産

大西香世

■証言：戦後社会党・総評史

回顧 私と日本社会党——伊藤茂氏に聞く（上）

■書評と紹介

橋本 理著『非営利組織研究の基本視角』

菅野和夫、仁田道夫、佐藤岩夫、水町勇一郎編著

『労働審判制度の利用者調査』

法政大学大原社会問題研究所／菅富美枝編著

『成年後見制度の新たなグランド・デザイン』

米澤 旦

鶴飼良昭

大曾根寛

社会・労働関係文献月録

法政大学大原社会問題研究所

月例研究会

所 報 2014年7月

発行/法政大学大原社会問題研究所  
発売/法 政 大 学 出 版 局

〒194-0298 東京都町田市相原町4342 Tel. 0427-83-2307

〒102-0071 東京都千代田区富士見2-17-1 Tel. 03-5228-6271

観点から、使用者に帰責されるべきであるから、労働者に損害賠償責任を負わせることはできないと解するべきである。任意加入の保険の場合も、損害の発生が相当な保険によってカバーできる場合に、使用者がかかる保険に加入せずに損害のリスクを負担しようとしており、その損害の発生がその会社の業務に内在している（ないし強く関連性を有している）限りでは、かかるリスクを労働者に転嫁させようとするのは、筋違いである。かかる場合でも、危険責任・報償責任の観点から、保険加入しなかった使用者に帰責されるべき

であるから、労働者への損害制限の法理が適用されるべきであると解される。

ともあれ、本書のような優れた比較法的な研究が行われたことは、学会にとっても裁判の実務にとっても大きな進歩に資する。細谷氏による同様の水準での他の分野のご研究が待ち遠しい。

たかはし・けんじ 立正大学法学部准教授。労働法専攻。